

2005年6月9日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市職員労働組合

執行委員長 小野 敦

2005 年夏季重点要求書

日頃の貴職のご活躍に敬意を表します。

小泉内閣の4年間は、「構造改革」の名の下に年金や医療などの社会保障を相次いで切り捨て、大企業のリストラを推進し失業者を増やし、青年のフリーター化などの社会問題を引き起こしています。合わせて、憲法改悪や消費税の増税等の悪政を推進しようとしています。また、国民生活を「戦時体制」に強引に引き込む有事関連法案、イラクの軍事占領に加担する自衛隊派兵を突破口に進められる憲法第9条改悪の策動を強めています。地方の切捨てと地方財政を破壊する「三位一体改革」押し付けの「骨太方針 2005」は、更なる住民サービスの低下や労働条件切り下げを強要するものとなっています。

このような状況の下で、夏季重点要求書の内容は、組合員はもとより全ての職員・公務公共業務に従事する労働者、地域の民間労働者とともに、働くルールの確立、地域経済の活性化、平和と地方自治の拡充、住民生活の向上めざして掲げる切実な要求です。

地域住民のいのちと暮らしを守るため公務に従事している職員に対して、健康で生きいきと職務に専念できる賃金や労働条件を確保し、一層拡充すべき責務を貴職は負っています。

市職労は、「夏季重点要求アンケート」を実施し、組合員の切実な要求に基づき、「2005年夏季重点要求書」を確立しました。当局として、市民の暮らしと職員生活を守る立場で十分に検討され、誠実に回答されるよう強く求めます。

記

1. 基本賃金

宇治市に働く労働者の賃金を「誰でも1万円以上」「時間給50円以上」底上げをはかること。あわせて、臨時・非常勤を含め自治体に働く労働者の産別最低賃金を「時給1,000円・日額7,400円・月額150,000円」以上に確立するとともに、「均等待遇」の原則を確立すること。

政府・人事院が進めようとする「公務員の給与構造の見直し」は、公務員の賃金水準の切り下げにとどまらず、民間労働者への更なる賃下げや、地域間の賃金格差の拡大を一層増大させるなど地域経済に深刻な影響を及ぼすことになる。また、地方交付税の削減にもつながるなど、市民生活にも重大な影響をもたらすものであり、実施しないよう関係機関に申し入れること。国追隨の賃金改悪を行わないこと。

2. 夏季一時金

夏季一時金については、2.8月分プラス一律39,000円を支給すること。

一時金の役職加算をやめ、全職員10%加算とすること。

一時金の「期末手当」「勤勉手当」を一本化すること。

一時金の「勤勉手当」に成績率・勤務評定を導入しないこと。

3. 調整手当について、これまでの交渉経過をふまえ10%に改善すること。

4. 夏期休暇を10日間とし、完全取得できる体制を確保するとともに、制度化すること。

リフレッシュ休暇として勤続10年3日、20年及び30年に5日付与すること。

5. 職場に差別と分断をもたらし、その結果として市民サービスの低下につながる「成績主義」「業績主義」制度を導入しないこと。管理職を対象とした「勤務成績評定」「目標管理的自己申告」制度の試行を中止すること。

6. 「宇治市第4次行政改革大綱」「宇治市第4次行政改革実施計画」について撤回し、真にムダを省き住民要求を大切にす行政を確立すること。

7. 指定管理者制度の導入にあたっては、直営の原則を守るとともに、公共性堅持の立場から検討し、労使協議を行なうこと。また、指定管理者制度の導入を口実とした民間委託を行なわないこと。

8. 公務災害の独自保障について、この間の交渉経過をふまえ、今日段階の独自保障にふさわしいものとし、死亡見舞金を3000万円以上に改善をはかること。

9. 本庁1・2階及び西館の空調改善を行うこと。

10. 身障者トイレを全てのフロアーに設置すること。

11. 住民のいのちと暮らし、平和と地方自治を守ること。

日本を「戦争する国」へと導く憲法9条改悪をはじめ、憲法3原則を踏みにじる改憲策動に反対すること。

自衛隊のイラク派兵の即時中止、真の国際貢献へ尽力することを政府に求めること。

< 以上 >